

映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定

令和2年7月9日改定

一般社団法人日本映画製作者連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人日本映画製作者連盟の会員が行う映画製作における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新たな生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所岡部信彦所長（新型コロナ対策専門家会議メンバー）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

映画製作者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

映画製作者は、映画を企画・製作する事業者（以下、「映画製作者」という。）として、当該映画の出演者及びその撮影に携わるスタッフ（以下、「撮影関係者」という。）が適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環

境で撮影が実施されるよう企画・製作を行い、その実施に関し撮影現場の適正性を最大限確保する責務を負う。また、映画製作者は、映画スタジオを管理・運営する事業者（以下、「スタジオ運営者」という。）として、映画スタジオ及びその周辺地域において、撮影関係者及び映画スタジオの運営に従事する者（以下、「スタジオ従事者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 映画製作者として講じるべき具体的な対策

① 撮影関係者人数の制限

- ・セットでの撮影の場合、撮影関係者間で2メートルを目安に社会的距離が確保できるよう、撮影関係者の人数は必要最小限に限定するとともに、一度にセットへの立ち入りを許される撮影関係者の最大人数は、原則として各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとする。
- ・また撮影関係者は4平方メートルの中に一人となるような形で他者との社会的距離を可能な限り確保することとする。
- ・セットにおける撮影関係者の人数を最小限にするべくワークフローの最適化を試みる。例えば美術部スタッフの作業が終了するまで、技術系スタッフは作業を開始しないものとする。

② 撮影シーンの制限

- ・セット撮影、ロケーション撮影にかかわらず、群集シーン等の社会的距離の確保が著しく困難な設定のシーンの撮影は、社会的距離の確保が可能な設定に極力変更することとする。
- ・出演者に身体的な接触が必要なシーンの撮影においては、出演者は前後に手洗いと口唇・口腔内等の消毒を行うこととする。発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者（以下、「有症状者等」という。）は原則として出演しない。

- ・ 20平方メートル以下の狭い場所での撮影の場合、社会的距離を確保するため、出演者の他は演出部、撮影部、録音部等必要最小限のスタッフのみが立ち会うことを許可することとする。他の従スタッフはリモート・ビューイング機能により撮影に参画する。

③ スタジオ及びセットでの衛生の促進

- ・ 全てのスタッフに検温及びマスクの着用を義務付けるものとする。また全ての出演者に検温及び出演時以外のマスクの着用を義務付けるものとする。
- ・ 検温において発熱等の症状が確認された者に関しては、直ちに自宅待機を行うように促すものとする。
- ・ アルコール手指消毒剤はセット入口及び共用エリアで利用できることとする。適切な手指衛生に関する情報は、政府からの公式印刷物の掲示等により全ての撮影関係者に認知を行うこととする。
- ・ 撮影関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うこととする。

④ 撮影関係者に関する感染防止策

- ・ マスク着用や手洗いを徹底する。
- ・ 衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 自宅で検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 有症状者等は従事させないこととする。
- ・ 撮影関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

⑤ 食事とケータリング

- ・ 全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布することとする。また全ての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供することとする。ケータリング形式での提供は行わない。
- ・ 食事の際は、社会的距離の確保として、できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努める。社会的距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして2組に分割する等の形態で提供を行うこととする。
- ・ 食事を扱う従事者は、事前に手洗いや手指消毒を行うこととする。

⑥ キャスティング

- ・ 出演者のオーディションは社会的距離を確保できない場合は、原則として

WEB会議で行うか、または映像資料を用いるものとする。

⑦ ヘアメイクと衣裳

- ・ヘアメイクの前後に出演者とヘアメイクスタッフは手洗いや手指消毒を行うものとし、ヘアメイクスタッフ間は2メートルを目安に（最低1メートル）間隔を開けるものとする。また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することは行わないこととする。
- ・衣裳の着脱の前後に出演者と衣裳スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとする。また、エキストラに関しては可能な限り、私服を着用し出演することとする。

⑧ 美術と大道具

- ・美術と大道具の従事者は、用具の共有を行わないものとする。

⑨ ポストプロダクション

- ・編集室、ダビングルーム等では、社会的距離を確保することとする。

⑩ 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が撮影中に発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日、健康状態を確認した上で、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは撮影に参加させない。

⑪ 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について撮影関係者に対して周知・広報する。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - 社会的距離の確保として、できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底

⑫ 保健所との関係

- ・撮影関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4. スタジオ運営者として講じるべき具体的な対策

① 映画スタジオのスタジオ従事者数の制限

- ・スタジオ従事者に関しては施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする等、ジョブローテーションを工夫する。

② スタジオ及びセットでの衛生の促進

- ・全てのスタジオ従事者に検温及びマスクの着用を義務付けるものとする。また検温において発熱が確認された者に関しては、直ちに自宅待機を行うように促すものとする。
- ・アルコール手指消毒剤はスタジオ入口・ステージ入口と共用エリアで利用できることとする。適切な手指衛生に関する情報は、政府からの公式印刷物の掲示等により全ての撮影関係者及びスタジオ従事者に認知を行うこととする。
- ・撮影関係者及びスタジオ従事者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うこととする。

③ スタジオ従事者に関する感染防止策

- ・マスク着用や手洗いを徹底する。
- ・衣服はこまめに洗濯する。
- ・自宅で検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・有症状者等は従事させないこととする。
- ・スタジオ従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・スタジオ従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 換気

- ・ステージや諸設備において機械を使用しての換気もしくは窓を開けることでの内部空間の換気に努めることとする。

⑤ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・液体石鹸やアルコール手指消毒剤を設置する。

⑥ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑦ 周知・広報

- ・ 感染予防のため、以下について撮影関係者及びスタジオ従事者に対して周知・広報する。
 - 有症状者等は従事しない
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - 社会的距離の確保として、できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底

⑧ 保健所との関係

- ・ 感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・ スタジオ従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。